

埼玉県母子・父子自立支援員設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、母子・父子自立支援員（以下「支援員」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

第2 職務

支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項の規定に基づき設置する母子・父子自立支援員及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項の規定に基づき設置する婦人相談員として次の業務を行うものとする。

- 1 母子家庭、父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）を援助し、その福祉を増進するため、所属長の命による、ひとり親家庭等の生活全般及び自立に係る相談、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びに償還に関する業務、その他所属長の命ずる業務
- 2 所属長の命による、配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているもの並びに寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援に関する業務
- 3 要保護女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、その福祉を増進するため、婦人相談センター所長の統轄的指示を受けるとともに、所属長の命による、婦人保護にかかる業務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する婦人相談員の業務

第3 資格

支援員は人格円満で社会的信望があり、健康でひとり親家庭等に対する福祉の増進に熱意及び識見を有する者であって、かつ、次に掲げる資格要件のいずれか一つを充足するものとする。

- 1 社会福祉士、臨床心理士又は保健師のいずれかの資格を有する者
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、臨床心理学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- 3 前各号には該当しないが、福祉に関する事務又は相談について相当の経験を有する者
- 4 平成26年9月30日において従前の設置要綱に基づき設置されていた女性相談員又は婦人相談員の職にあった者

第4 身分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職とする。

第5 任用等

1 任免手続

- (1) 任用に当たっては、公募によるものとする。ただし、総務部長が特に認める場合には、別に定める推薦要領による。
- (2) 任免は、福祉部長が行う。ただし、婦人相談センターに勤務する支援員は県民生活部長が任免する。
- (3) その他任免については、会計年度任用職員取扱要綱（令和2年3月30日人第1218号知事室長、各部（局）長、会計管理者労働委員会事務局長、収用委員会事務局長あて総務部長通知）の規定による。

2 任期

任期は1会計年度を超えない範囲内とする。ただし、再任を妨げない。

第6 報酬等

- 1 支援員に対する報酬及び費用弁償については、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成31年埼玉県条例第6号）及び会計年度任用職員の報酬等に関する規則（平成31年埼玉県規則第32号）の定めるところにより予算の範囲内で支給する。
- 2 支援員が月の途中で採用され、又は退職（死亡による退職を除く。）した場合の報酬は、報酬の月額に勤務した日数を乗じ、その額を月の初日に採用されたものとした場合の勤務すべき日数で除して得た額とする。
- 3 支援員が第7に定める休日及び第8に定める有給休暇を除き勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、次に掲げる勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合の減額すべき額は、その月の分の報酬の全額とする。

報 酬 月 額

$$\text{勤務1時間当たりの報酬額} = \frac{\text{報酬月額}}{\text{その月の勤務すべき時間数}}$$

第7 勤務

- 1 支援員は、埼玉県行政組織規則第3条に規定する福祉部少子政策課、埼玉県福祉事務所設置条例（平成21年条例第10号）に基づき設置する福祉事務所又は埼玉県婦人相談センターに勤務し、当該所属長の指揮監督を受ける。

- 2 支援員の勤務日は、次に掲げるいずれかとし、所属長が決定する。
 - (1) 勤務日が週4日の者は1日7時間45分以内とする。ただし、1週間の勤務時間は29時間とする。
 - (2) 勤務日が週5日の者は原則として1日6時間以内とする。ただし、1週間の勤務時間は29時間とする。
- 3 支援員の勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）（以下「休日」という。）並びに休憩時間は、埼玉県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第2号）による。

ただし、婦人相談センターに勤務する支援員の週休日及び勤務時間の割り振りは、婦人相談センター所長が別に定めるものとする。

第8 休暇

- 1 支援員の有給休暇、無給休暇及び組合休暇は、会計年度任用職員取扱要綱第7に定めるとおりとする。
- 2 休暇の承認又は届出等の手続きは、一般職員の例による。

第9 職務専念義務免除

- 1 支援員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年埼玉県条例第38号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（埼玉県人事委員会規則12-2）に基づき、その職務に専念する義務を免除されることができるものとする。
- 2 職務専念義務免除の手続きは、一般職員の例による。

第10 育児休業等

- 1 支援員は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）に基づき、育児休業及び部分休業をすることができる。
- 2 部分休業により勤務しない場合には、第6 報酬等の3の規定により、減額して報酬を支給するものとする。

第11 服従等

- 1 支援員の服従、分限及び懲戒については、一般職員の例による。
- 2 身分証明書については、次のとおりとする。
 - (1) 支援員は、常に身分証明書（様式第1号）を所持しなければならない。
 - (2) 身分証明書の交付、再交付及び返納の手続きは、一般職員の例による。

第 12 社会保険の適用

支援員の社会保険の適用については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び地方公務員共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)に定めるところによる。

第 13 災害補償

支援員が公務等のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の適用を受ける者を除き、公務災害補償条例及び地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)の定めるところにより補償するものとする。

第 14 その他

埼玉県婦人相談センターに勤務する支援員については、名称を「女性相談員」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 50 年 4 月 1 日施行の埼玉県母子支援員設置要綱及び埼玉県婦人相談員設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 埼玉県母子福祉センター条例に定める母子福祉センターの相談員として配置する就業・自立支援相談員については、この要綱の相談員に準じた取扱いとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

2 埼玉県母子・父子福祉センター条例に定める母子・父子福祉センターに配置する就業・自立支援相談員については、この要綱の支援員に準じた取扱いとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

2 埼玉県母子・父子福祉センター条例に定める母子・父子福祉センターに配置する就業・自立支援相談員については、この要綱の支援員に準じた取扱いとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 埼玉県母子・父子福祉センター条例に定める母子・父子福祉センターに配置する就業・自立支援相談員については、この要綱の支援員に準じた取扱いとする。

附 則

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

2 埼玉県母子・父子福祉センター条例に定める母子・父子福祉センターに配置する就業・自立支援相談員については、この要綱の支援員に準じた取扱いとする。

附 則



1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 埼玉県母子・父子福祉センター条例に定める母子・父子福祉センターに配置する就業・自立支援相談員については、この要綱の支援員に準じた取扱いとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 埼玉県母子・父子福祉センター条例に定める母子・父子福祉センターに配置する就業・自立支援相談員については、この要綱の支援員に準じた取扱いとする。

表

No.			身分証明書	
写 真			氏 名	生年月日 年 月 日生
縦	4.0 cm	上記の者は、埼玉県母子・父子自立支援員であることを証明する。		
横	3.0 cm	埼玉県知事 		
年 月 日発行				

裏

<p>注意 1 この証明書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>2 記載事項に変更を生じたとき、又は紛失し、若しくは破損したときは、所屬長に届け出なければならない。</p> <p>3 離職をした場合は、返納しなければならない。</p>

- 備考 1 縦5.5cm、横8.5cmとする。
2 埼玉県章は、直径1cmとする。